

・・・医療情報取得加算について・・・

当院では患者様の薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行っているため厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

◇ 初診・再診：医療情報取得加算・・・1点（3月に1回に限り算定）

◆ 当院では診断および治療等の質の向上を図る観点から、オンライン資格確認を行う体制を整備しております。

○問診票への記入について・・・マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報等を各関係機関で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

○診療情報等を取得・活用する効果について・・・薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤の重複処方や相互作用等を防止することができます。

必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。

◆ 診療情報等を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に務めております。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。